

知事許可漁業に係る制限措置等の公示

鹿児島県漁業調整規則第11条第1項に基づき、奄美大島海区における知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のとおり定めた。

令和8年3月3日

鹿児島県大島支庁長 松藤 啓介



(別 紙)

1 ロープ曳きとびうお浮敷網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き漁業者の数	漁業を営む 者の資格
ロープ曳き とびうお浮 敷網漁業	与論島周辺海域(大共 第12号共同漁業権漁 場を含む)	1月1日から 12月31日ま で	定めなし	定めなし	1	定めなし

許可の有効期間 許可日から令和11年3月10日まで

申請すべき期間 令和8年3月4日(水)から同年3月11日(水)まで